

令和8年2月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和8年2月24日（火） 9時45分～12時00分

2. 開催場所 会議室 2F・2G

3. 出席委員

教育長	安田 全男
教育長職務代理者	重森 恵津子
委員	西田 佳成
委員	大更 秀尚
委員	圓山 淳子

4. 事務局出席者

教育部長	太田 明文
教育総務課長	澤 千央
教育部次長兼学校教育課長	富江 康子
教育部次長兼生涯学習課長	清水 和仁
教育研究所長	楠本 茂樹
教育部次長兼学校給食センター長	奥村 信満
近江八幡図書館長	奥村 恭代
安土図書館長	泉野 高儀
スポーツ課長兼国スポ・障スポ推進課長	伊崎 裕二
学校教育課長補佐	中村 浩一
教育総務課副主幹	但田 祐子
教育総務課主査	小関 研洋

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議 案】

- 議第 5 号 県費負担教職員の任免に係る内申について（非公開）

【協議事項】

- 令和 8 年度 骨格予算に係る重点施策について（非公開）
- 近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について
- 近江八幡市学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について
- 『近江八幡市部活動等改革方針（案）』について

【報告事項】

事業報告

- 子ども・若者育成支援事業 第 2 回ワークショップ実施報告

【その他】

- 第 3 期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

7. 議事の経過

(1) 開会（日程確認）

- ・教育長が 2 月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程について **承認**

議案

- 議第 5 号 県費負担教職員の任免に係る内申について（非公開）
非公開 承認

協議事項

- 令和 8 年度 骨格予算に係る重点施策について（非公開）
非公開 承認

(2) 会議録の承認

- 1 月定例会の会議録 **承認**

(3) 教育長挨拶及び報告

前回から今回定例会までの間の動きとして、部活動に関連して特段のご報告がある。皆様もご承知の通り、昨年12月に、国から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が示された。この内容を読み込んでいたところ、もしかすると本市が取り組んでいる部活動改革と重なる部分があるのではないかと感じたことから、その確認のため、県の幼小中教育課、保健体育課、そして知事部局のスポーツ課に出向いて、このガイドラインと本市の取組について協議をさせていただいた。そうした中で、国から部活動の地域展開等推進事業として、ガイドラインに基づいた補助メニューが明示された。ガイドラインには、地域の実情等に応じた部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制の整備が謳われており、これに基づく部活動の地域展開等推進事業には、地方公共団体における推進体制整備に要する人件費等を補助するということが明記されている。例えば、休日と平日の地域展開に取り組む市町村、また休日のみの地域展開に取り組む市町村といった項目別になっており、負担割合は国が3分の1、都道府県が3分の1、市町村が3分の1ということである。もちろん補助額には上限があり、全額対象という訳ではないが、本市の部活動改革グループの設置や体制整備、部活動主事の採用等が、補助対象となるコーディネーター機能に該当するのではないかと考え、協議をさせていただいた次第である。その結果、県としても概ね該当するのではないかと判断であり、急遽2月17日に上京し、スポーツ庁の地域スポーツ課の大野課長補佐と面談をさせていただいた。本市の取組を縷々ご説明申し上げ、国のガイドラインに基づく部活動の地域展開等推進事業で示されている体制整備に該当するかどうかの確認と、それに加えて、今後本市が取り組む部活動改革の6年後の姿をお示しした。結果、国が考えている方向と本市における取組は極めて一致しており、今後相互に連絡を取り合いながら部活動改革を進めていくことを双方確認させていただいた。本市の取組全てが補助対象になるというものではないが、国が考える部活動改革と、本市における先行的な取組が結果的に一致したことは、極めて重要な事項であると考えており、ここにご報告をさせていただく。本日の挨拶及び教育長報告は以上とさせていただく。

(4) 議事

◆議第5号 県費負担教職員の任免に係る内申について（非公開）

【事務局説明】…学校教育課

【採 決】

議第5号 県費負担教職員の任免に係る内申について

承認

●協議事項

◎令和8年度 骨格予算に係る重点施策について（非公開）

【事務局説明】…教育総務課

◎近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【事務局説明】…教育総務課

【意見等】

○大更委員

カジナオのお店がある辺りは、まだ田んぼの状況であるが、今後住宅が増えることも考えられるのか。

○教育総務課

これから開発が進み、住宅も増えていくだろうと考えている。

○教育長

今回の通学区域の変更については、関係者等から要望を受けてということか。

○教育総務課

開発事業の申請を受けての変更である。

○大更委員

通学時に危なくないようという配慮から、桐原東小学校区になるということかと思うが、桐原東小学校へ通学するにしても、警察署の横には大きな商業施設ができる予定があり、付近にタイヤ屋さんもあるので、その辺も気をつけて見守りをしていただけるとありがたい。

◎近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について

【事務局説明】…教育総務課

【意見等】

○大更委員

教育振興基本計画の策定に関して、これは必要ではないかということ審議に加えたり、計画の見直しについても書かれており、委員会においてより広い内容を審議し、教育振興基本計画に乗せていくという考えでよいか。

○教育総務課

これまでは、計画を策定してもらっただけの委員さんであったが、策定後も、教育長が必要とされる時には集まっていただき、見直しを図るべきところでは見直しをしていただく等、計画をずっと見守っていただけるようなかたちへの変更である。

○重森委員

第3条の組織の見直しというところで、これまでの10人から、1.5倍の15人にするということだが、どの辺を手厚くするのか。2項の委員のうち、どの部分の比重が高くなるのか、お考えがあれば教えていただきたい。

○教育総務課

策定委員の案としては、前回と同様に、学識経験者の方1名、PTA代表の方1名、それから、幼稚園、こども園、小学校、中学校、それぞれの代表の方。加えて、早寝早起きあき・し・ど・う運動の食育の部分の強化ということで、栄養教諭から1名。地域の代表として、自治会代表の方は変わらないが、やはり生涯学習の部分を手厚くしていくということで、社会教育や家庭教育支援の代表の方、運動部門からスポーツ協会、読書部門から図書館協議会の方に入っていただくことを考えている。また、今後福祉部門との連携を密にしていく必要から福祉関係者、さらに、働き方改革部門、外国籍支援部門の代表者の追加を考えているところである。

○西田委員

第4条の、委員の任期について、「基本計画の終了する日の属する年度の前年度の末日まで」とあるが、基本計画が完了した年度には、その方はもう委員ではないということか。

○教育総務課

第3期計画の4年目、最終年に、次の第4期計画を策定する時には、第3期計画の策定委員はいらっしゃらない、または継続でいていただくことになるということである。

○教育長

要は、今回の策定委員会は、令和8年度にメンバーが決まって、4年間の計画を審議してもらい、令和8年度中に計画案を策定していただく。令和9年度の4月1日から4年間の計画が始まるが、その委員には、計画の3年目までいていただき、1年を残したところで、次の4年の計画を検討してもらう時には、委員のメンバーは、一旦ご破算にして、新たに委員を募集する。もちろん、再任の方もおられるかもしれないが、そういうイメージである。今までと何が違うのかというと、計画を作ったら解散していた委員会のメンバーを、計画の3年目までは継続していただき、社会の状況が大きく変化し、計画を修正する必要がある場合には、この同じメンバーで審議をしていただけるように変更したということである、所謂作って作りっぱなしの計画ではなく、OODA ループで回していくということを要綱上に盛り込んだ、そういうものになっている。

◎近江八幡市学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について

【事務局説明】…教育総務課

【意見等】

○大更委員

クラウドになったので、セキュリティーさえしっかりしておけば、自宅のインターネットに接続しても問題ないという理解でよいか。また、ここに書かれているように、USB や紙媒体を含め、学校で作った資料を自宅に持ち帰って読み直すことも可能なのか。そういう点からいくと、校長に許可を得る必要があるとは思いますが、端末を持ち帰り、自宅のWi-Fi環境につないで、クラウドに上がったデータを確認したり、教材研究をすることも可能になるということか。

○教育総務課

まず情報の持ち出しについてであるが、今回ルールとして、名前や住所等を基本とする個人情報や貴重な情報については持ち帰りを禁止し、そうしたものが含まれないものについては、校長の許可を得て、持ち帰りを可能とするというかたちで線引きをさせていただいた。そのため、紙媒体の持ち帰りについても、ある程度制限をかけている。

次に、Wi-Fi 環境についてであるが、誰でもアクセスできる公共のフリーWi-Fi 等への接続は禁止させていただいている。ただ、自宅で使用される Wi-Fi は、限られた人しかアクセスできない、ある意味閉じた環境であり、そうした Wi-Fi への接続は可能としている。端末にログインするにも本人の顔認証を含め 2 段階認証を必要とし、Wi-Fi 環境にアクセスするにも一定の認証がいる。この 2 点にアクセスできる人のみ、サーバーやデータにアクセスできるということで、セキュリティを担保している。

○教育長

2 段階認証の具体的なやり方を教えていただきたい。

○教育総務課

まず最初に、それぞれの端末に対して、顔認証と電話番号等の登録を行っており、そもそも、本人の顔認証が通らなければ端末にログインできず、校務のネットワークにも入ることができない設定となっている。パスワード等、単一のもののみではなく、顔認証と電話番号等、2 つ以上の段階を経て、本人認証をしているということである。

○教育長

USB の取り扱いを厳しくするということだが、どんなことをされるのか。

○教育総務課

現状では、私物の USB も全て使える状態となっているが、今後は、教育委員会から支給する USB、フラッシュメモリのみを許可し、それ以外の私物の USB を使ったデータの抜き差しはできない設定となる。ただ、端末を持ち帰れば、そこからデータに直接アクセスできるので、今後 USB の使用は基本的に必要がなくなると考えており、どうしても必要な場合のみ、公式に支給する USB を使っていただく、というかたちで整理させていただいた。

○大更委員

公式に支給された USB は、校長が認めた上であれば、持ち帰ることが可能なのか。それとも、やはり禁止なのか。

○教育総務課

学校内での使用を原則とし、且つ USB 等の支給は、管理職、ICT 担当者、事務職員のみであり、皆さんが自由に使っていただけるものではない。

○西田委員

3 点伺いたい。1 点目は、校務端末の持ち帰りが可能ということだが、そもそも自宅で仕事をしなければならないという部分で既に、働き方改革に逆行しているのではないかと思う。学校の仕事は学校で終える、家は家という風にきちんと分けなければ、それこそ働き方改革を放ったらかしでいいのかという思いがする。2 点目は、先ほど自宅の Wi-Fi は閉鎖的な空間であると仰ったが、セキュリティーの強度が各家庭によって異なるので、Wi-Fi 環境で使用するのではなく、有線 LAN 接続に限るということにすれば、より閉鎖的になるのではないかと思うが、いかがか。3 点目は、USB 等についてであるが、例えば、校務端末に私物の USB を差したらエラーがかかって動かないとか、そうしたシステムが組めないものかどうか。以上、3 点について教えていただきたい。

○学校教育課

働き方改革の部分でいうと、自宅への持ち帰りは原則無しということである。ここでは「自宅等」と表記されているが、出張先を含めた持ち出しと考えていただけたらと思う。最近は研修等でも校務パソコンの持参を求められる状況があり、総合教育センターにおいても、今後そういう方向で進んでいこうという話をされていた。委員が仰ったように、自宅での持ち帰り仕事については、本当にやむを得ない場合のみということで、考えている。

○西田委員

そうすると、この「自宅等」という部分を、「外部への持ち出し」という表記に直した方がよいのではないかと思う。

○教育長

ご意見をいただいた。その他の 2 つについても説明をお願いします。

○教育総務課

2点目の、外部ネットワークへの接続についてであるが、今回はゼロトラストという環境構築の方法を採用しており、いわゆる信頼しない、性善説に則らないという考え方である。基本的には、有線 LAN であっても不正アクセスはゼロにはならないので、一度認証した先であっても、毎回検証を行うということである。有線 LAN の場合はどうしても、ネット側の設定がさらに必要となり、煩雑になる可能性が高いことから、今回セキュリティ対策をきちん講じたうえでの無線 LAN の採用である。

続いて3点目の、USB等の使用についてであるが、システムに認証させるためには、やはり個々のUSBを特定し、認証させる方法しかないため、システムのみ構築するというのは難しい事実がある。今回想定しているのは、端末側にも特定のUSB等のみを認証させ、支給するUSB側にもパスワードを設定するという、双方の認証である。そもそもUSBやフラッシュメモリを使わないのが一番安全ではあるが、そこまですると業務に支障が出るという意見が学校現場からあったため、今回はそうした双方に認証を求める設定を行うこととしている。

◎『近江八幡市部活動等改革方針（案）』について

【事務局説明】…学校教育課

【意見等】

○西田委員

参考資料1の「職務」のところで、6番目に「保護者等への連絡」という項目があるが、「生徒が在籍する学校との連携及び連絡」という項目が無いので、追加したらどうかと思う。もう1点、資料2の取組項目のところであるが、2ページにわたって同じ場所の文字が潰れていてよく分からないので、教えていただきたい。

○学校教育課

1点目については、参考資料としてお示ししているが、既に例規として挙がっているものである。ご指摘については大事な観点だと思うので、部活動指導員としての業務の中のあり方、例規の改正を含めて、一度こちらで検討をさせていただければと思う。

資料2については、文字が潰れており、大変申し訳なかった。1ページ目の潰れ

ている文字は、部活動の「部」、その次のページについては、情報共有ツールの「情」である。

○大更委員

この方針とはあまり関係ないのかもしれないが、部活動主事の勤務の形態についてお尋ねする。午前中は教育委員会に居られて、午後から部活動に行かれると聞いているが、やはり学校や先生方との連携、また生徒との関わり方から考えると、朝学校に出向き、生徒たちを「おはよう」と言って迎えたり、先生方と朝の時間に情報共有をしたり、生徒との関わりがあると良いのではないかと、中学校の校長先生とも話をしていたが、その辺のところは、どういう勤務をされているのか聞かせていただきたいと思う。

○学校教育課

当初説明させていただいた通り、部活動主事は午前中に教育委員会で勤務し、午後からそれぞれの学校へ行って部活動に従事するという働き方をさせていただいている。委員が仰るように、朝の挨拶や午前中の交流は、ひとつのチャンスだとは思いますが、部活動主事については行政職員としても採用されており、午前中は、地域クラブ活動や地域展開に関わる業務に従事しているため、午後から学校へ行き、部活動が始まるまでの時間を使いながら、生徒や教員の方との交流や情報共有を行っているのが実態である。

○大更委員

補助としてではなく、きちんとした主事として、また免許を持っている者として、関わっていただける方々なので、地域展開も大事ではあるが、生徒や学校と関わる時間も大切にさせていただければと思う。

○教育長

午後から学校へ行くといっても、部活動が始まる直前に行っているというような実態はないか。

○学校教育課

実態としては、そうした中学校もあるが、基本的には、午後に入ってしばらくしたら学校へ行ってもらうようお願いしている。

○教育長

そうした中学校があるといっても、中学校が悪いわけではない。要は、午後から直ちに学校現場に行くのが部活動主事の本務ではないか。午前中は、教育委員会で勤務し、本市の部活動のコーディネートをするという仕事があるので、一日中学校に張り付いて、教員や生徒とコミュニケーションをとりながら勤務する職種では無い。そういう風には採用してしていない。しかし、午後からは、各学校に張り付いて、部活動が始まるまでに教員の皆さんと情報交換をしたり、今日一日、或いは昨日何があったか、また部活動でこんなことがあったというような情報共有を行い、部活動主事が各指導員にそれを伝達し、体制を整えたいうで部活動が始まるようにしなければならない。しかし、そうした実態が無いので、もっと生徒と関わって欲しい、もっと教員と情報共有をしてほしい、という要望が学校現場にあるのではないかと、私としては理解した。この午後からの勤務の在り方を、もう少し学校主体として考え、午前の勤務の在り方を、グループとして検討してもらいたいと思う。これまで、それが出来なかったのは我々が悪いと思う。本来8名の部活動主事を採用すべきところを、6名しか採用出来なかった。難しい体制の中、部活動主事たちが精一杯やった結果が、今のような実績につながっていると思う。それに関しては、4月1日から、8名体制が整うのを契機に、そうした学校現場の声にもしっかりと応えながら、午後からの勤務を充実できるよう、考えていただきたいと思う。よろしくお願いしたい。

○圓山委員

資料1の5ページに、令和7年度市内中学校の部活動の設置状況が載っているが、他校に比べて、安土中学校の部活動の選択肢が少ないと感じる。もう少し平等になるよう検討していただけるか。

○学校教育課

活動時間や場所の問題もあるので、中学校とも協議をしながら検討していく必要があると思うが、先ほども申し上げたとおり、地域展開の中で、例えば地域クラブを立ち上げることにより、これまで活動場所が無かった生徒さんの受け皿をつくることと併せて、生徒のニーズをつかみながら、今後活動できる場所を公的に保障していきたいと考えている。

○重森委員

折角こうした制度が近江八幡市で出来たのだから、失敗することなく、現場の意

見も聞きながら丁寧に進めて欲しい。午後からといっても、たまには給食の時間、或いは昼休みから、部活動主事さんに学校に行ってもらって、生徒とコミュニケーションを取ったり、より担当校の生徒と距離が近くなり、互いに部活動を盛り上げていこうという機運を作っていけるような工夫ができれば良いと思う。大変だと思うが、頑張っていたきたい。

○教育長

アンケート調査を実施していると思うが、その結果について、生徒と保護者、教員の評価にしぼって、簡潔に説明をお願いする。

○学校教育課

部活動改革の評価について、11月にアンケート調査をさせていただいた。生徒、保護者については、アプリ等を使う活動ができるようになり便利になった等、評価が非常に高かった。一方で、教員の評価は、5段階評価でいうところの、平均点の3をやや下回るような結果となった。これについてはやはり、働き方改革を望んでおられたが、その成果があまり出ていないということでの評価であったと思う。そうしたかたちで、三者の評価が分かれた結果となった。

○教育長

教員の評価が低かった理由としては、部活動指導員については、もっと多く採用してほしいというところにある。また部活動主事に対しては、もっと自分たちの部活動の事務を代替してもらえると期待していたが、まだ引継ぎができていないというところの不満がある。そこは、先ほど私が申し上げたように、本来は、部活動主事を各校に2人ずつ配置する予定であったのに、それだけの人材の応募が無く、結果6名に留まったということが、1年間響いていると考える。これについては、来る4月1日から、部活動主事を2名ずつ配置できるので、教員の方の部活動事務をかなり引き継いでもらえるのではないかと期待している。また、部活動指導員に関しては、本来107人を雇用する必要があるところ、現在38人に留まっており、程遠い結果となっている。ただ、部活動指導員が配置された部活においては、高評価を得ており、例えば、顧問をしても部活動に出られない時に、部活動指導員が中心となり運営してくれるので、生徒たちの安全面からも安心して任せることができ、自分の仕事ができる等の回答をいただいている。しかし、まだまだ需要に対して足りない部分があるので、評価が低い傾向が出ているのだろうと思っている。一方で、約7割の生徒や保護者が、1人ずつであっても、部活動主事が配置されてから学校が楽しくなったと評価している。現状では、働き方改革の面では、まだまだ

不十分なところがあるが、4月以降、部活動主事が2人ずつ配置されることを契機に、また部活動指導員をできるだけ多く雇用することにより、そこを滑らかに緩やかに、着実に積み上げていくことで、評価がついてくるのではないかと考えているところである。

この部活動等改革方針の中に、「公的部活動の保障」というくだりがあるが、まず「公的部活動とは」という定義をしっかりと盛り込んでほしい。「中学校部活動と公的地域クラブの展開をもって公的部活動の保障とする」ということを明記し、さらに、民間の地域クラブと区別し、市自身が行う地域クラブの創設については、「公的地域クラブ」と明記していただくよう修正をお願いしたい。それから、実施計画についても、今は個別表だけで整理をしていただいているが、やはり全体が見渡せるようなものが必要である。個別表があるのはそれでよいのだが、個別表だけではなく、個別のmatterが相互に協働、連携するような所謂プラットフォームを明示していただくよう、今後検討をお願いする。

◎子ども・若者育成支援事業 第2回ワークショップ実施報告

【事務局説明】…生涯学習課

【意見等】

○大更委員

先ほど伺ったように、「支えられる側から支える側になる」ということは、つながっていているということで、その子にとっても、そして次につながっていく子どもたちにとっても、とても良かったなと思った。

8. その他

◎第3期教育振興基本計画の策定にかかる意見交換について

【意見交換】

○教育長

現在、教育大綱が出来上がりつつあり、ご承知のように、来年度は教育振興基本計画を策定していく必要がある。そんな中で、当定例教育委員会の中で、これまで一度も議論をしてこなかったテーマがある。例えば、それぞれの学校が老朽化し、今後長寿命化を含めた大規模改修等が必要となる一方で、将来子

どもたちの人口減少が容易に予測され、学校によっては、単級や複式学級等が見られる状況となっている。そうした中で、長寿命化計画については、以前の計画がそのまま有効となっており、今この長寿命化計画そのものを見直す時期に来ている。施設計画の見直しに当たっては、将来を見通して、それぞれの学校のあり方をしっかりと検討した上で、それを反映した長寿命化計画等を作成し、施設計画と整合させていく必要がある。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、通学区域については以前に検討された経緯があるが、本市の小中学校や園のあり方等については、それ以降本格的に検討はされていない。そうしたことを踏まえて、今後どのように取り組んでいけばよいのか、大きな観点からご意見があれば頂戴したい。

○大更委員

3月議会における質問事項を見せてもらい、このテーマが大きく関わってくるだろうと思いながら、お話を伺っている。この中には、例えば、学校を統廃合するとか、義務教育学校にするとか、小中一貫校を作ってみたらどうかとか、そうしたことも含まれてくると思っている。しかし、まずはやはり、近江八幡市として、どんな学びを子どもたちに提供するのか、どんな子どもたちを育てていくのか、ということが大前提になると思う。子ども中心に考えて、小さな学校の良さはどうなのかとか、または、大きな学校で切磋琢磨しながら成長していくことについてはどうなのか、ということも大事になってくると思っている。

以前、私が学校にいた頃に、或る学校と或る学校を統合して、素晴らしい建物を建てて、最高の環境の中で子どもたちを育てていこうというような話が持ち上がったことがあった。その時には、地域に学校が無くなったら活気がどんどん無くなっていくのではないかとどうことで、地域や保護者の方々から歓迎されない意見が多かったと聞いているが、やはり、統廃合によって子どもたちがどういう学びをするのかという議論が置き去りにされていたように思う。

学校の統廃合や再編成については、短い期間で論議するのは非常に難しいと思う。例えば、通学路をどうするのか、すごく遠くから通わなければならないのではないか、そうした保護者や地域の不安や反対に対して、教育委員会として、しっかりとしたビジョンが必要になってくる。そうした時に、一番大切なのが、本市として、どういう子どもたちを育てていくのかという部分だと思う。本市としても子どもの数が増えているわけではないので、今後どんどん学校規模が小さくなっていく学校もある。今すぐどうこうと言うのは難しいが、やはり、5年、10年位のスパンで、考えていかなければならない課題であると思う。

感想というか意見だけになってしまうが、教育長が議会で答弁される内容について考えれば考えるほど、非常に難しい質問を教育委員会に突き付けられているという思いがしている。

○教育長

時間の関係もあり、本日はここまでとさせていただきます。

今、委員が仰ったことは大きな提案であり、このテーマは次回に引き継ぎ、我々の議論の良いきっかけにさせていただきたいと思う。貴重なご意見を頂戴した。

9. 閉会

教育長が定例会の閉会を宣言